

指定（更新）申請における手数料の取扱いについて

令和2年（2020年）1月29日（水）以降の手続は次の通り変更します。



令和2年（2020年）1月28日（火）で横浜市収入証紙の販売を終了します

① 指定（更新）申請来庁日に担当職員より納付書をお渡しします。



② 指定金融機関等にて納付してください。

※横浜市庁舎にある、横浜銀行、郵便局でも納付可能です。

【指定金融機関及び収納代理金融機関について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/nofu/bank.html>



③ 指定金融機関等より発行される領収書の写しと引き換えに指定申請書の受理書をお渡しします。

※令和3年（2021年）1月31日までは、お手持ちの収入証紙での納付も引き続き可能です。

問合せ先

横浜市健康福祉局介護事業指導課（横浜市庁舎8階）



TEL 045-671-3413

FAX 045-550-3615

未使用収入証紙の払い戻し

○ 未使用でご使用の予定がない収入証紙につきましては、市庁舎会計室又は各区役所の区会計室で **令和8年（2026年）1月31日まで**、払い戻しができます。

※払い戻し額が大きい場合などには、口座振替払いになります。

○ 市庁舎会計室又は各区役所の区会計室にお越しになるのが難しい方は、**郵送での申請も受けけます。**

ご注意ください

○ 汚損の激しいものは、払い戻しをお断りする場合があります。

○ 払い戻しに必要な情報や注意事項は、横浜市会計室のホームページをご覧ください。下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

【収入証紙の払い戻しに関する問い合わせ先】



横浜市会計室会計管理課（横浜市庁舎1階）

TEL 045-671-2989

FAX 045-664-1894